

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

(主な内容・目次)

2021 年度静岡県地方自治研究所総会にあたって
の川瀬憲子理事知用の主催者挨拶 3

記念講演
「行政のデジタル・トランスフォーメーションと
地方自治」
白藤博行専修大学教授 4

2021 年度総会議案
・ 2020 年度事業・活動報告・決算報告 . . . 19
・ 2021 年度活動方針・予算・役員 28

静岡県リニア工事差止訴訟
南アルプス環境を守る意見陳述
林 克(訴訟の会共同代表) 35



ネットワーク
しまおか

No86 号

2021 年 8 月 1 日



静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1

セキスイハイムビル 7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・林 克



南アルプス赤石岳山頂から富士山を見る。

2021 年度地方自治研究所総会にあたっての 川瀬憲子理事長の主催者挨拶

皆さま、お忙しい中、第 25 回静岡県地方自治研究所総会記念講演にご参加いただき、ありがとうございます。

一昨年末から始まりました新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックは、私たちを取り巻く地域経済や生活環境に多大な影響を及ぼしています。東京オリンピック開催も懸念材料の一つです。今回の総会は、オンラインでの開催となり、ご不便をおかけしますが、よろしくお願い致します。

さて、研究所は 1996 年に設立し、今年度で 25 周年になります。当時は地方分権推進法が満場一致で可決されるなど、地方分権改革に向けた動きが一定程度進んだ時期にあたります。2000 年代には地方分権一括法制定による法改正により、機関委任事務の廃止など、明治地方自治制以来続いてきた集権型システムの転換を迫るものとなりました。

しかしながら、安倍・菅政権の下では、「分権」というよりもむしろ「集権」という側面が強くなっていることに注目すべきです。今年度の政府予算規模は、コロナ予備費 5 兆円を含めて 106 兆円を超えましたが、軍事費は 5 兆 3422 億円と増加の一途をたどり、沖縄県民投票の意向を無視する形で、環境破壊型の辺野古新吉建設計画も進められています。社会保障関係費については実質的な伸びの抑制が続けられ、国民健康保険制度の見直し、医療費や医療扶助の「適正化」、地域医療構想における公立・公的医療機関の再編統合を含む見直しの検討などがすすめられています。

総じて、コロナ禍におきましては、雇用の不安定化がさらに促進され、新自由主義的諸政策による構造転換がよりいっそう進展する側面を

もっています。それはさらなる格差と貧困を拡大させることになります。「地方自治」や「住民自治」という観点からみれば、時代錯誤のような状況が続いており、緊急事態条項などを含む改憲の動きは、福祉国家というよりむしろ軍事的集権型国家の様相を示すものといえましょう。

また、「自治体戦略 2040 構想」、32 次地方制度調査会答申の柱でもある「行政のデジタル化」、スマート自治体への転換と圏域行政、「地方創生」政策と集約型の国土再編、デジタル関連 6 法とデジタル庁設置に伴う統治機構の再編、基地や原発周辺の監視を強める土地規制法制定などの動きは、国のかたちを大きく変えるものといつてよいでしょう。

本日は、記念講演の講師に白藤先生をお招きして、デジタル関連 6 法とデジタル庁設置に伴う問題について、お話をさせていただきたいと思います。白藤先生は専修大学教授で行政法がご専門です。私とは地方自治学会でご一緒していただいております。いつもお世話になっております。2 期前の学会理事長を歴任されています。静岡県地方自治研究所の前理事長である故三橋先生とも親しくされておられた先生でもあります。

最後まで、よろしくお願いします。

訂正

85 号の定例研究会報告の水谷先生の肩書が旧のものになっていました。

「人文社会科学部教授」ではなく、「地域創造学環教授」に訂正させていただきます。

2021 年度静岡県地方自治研究所総会記念講演 白藤博行専修大学教授

「行政のデジタル・トランスフォーメーション と地方自治」

2021 年 6 月 27 日に開催された 2021 年度静岡県地方自治研究所総会記念講演要旨に
大幅に修正・加筆したものです。

はじめに

最近、「官邸主導」という言葉がしばしば言われ、また聞かれますが、法律学的に言い換えれば、内閣あるいは内閣総理大臣とそれを取り巻く首長補佐官たちの機能・権限拡大による政治・行政主導のことを意味するといつてよいでしょう。「官僚行政」の是正のために構想された「良き政治主導」ならまだしも、政権の恣意に満ちた「悪しき政治主導」ではたまったものではありません。

昨年、まだ安倍総理であったときの全国一斉休校の「指示」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の法的根拠に基づいた政府新型コロナ対策本部もないとき、それゆえその本部長でもない総理が、閣議決定などもないまま、なんらの法的根拠もなく発した「つぶやき」が発端でした。菅総理も同様に、昨年 10 月 1 日、日本学術会議の会員の任命を日本学術会議法に基づかず拒否する事件が起きました。日本国憲法のもとでの法治主義の意味を履き違えた政治・行政がまかり通っています。「悪しき政治主導」の典型です。

そして今、法治主義を<知・識>らない政権による暴走が、「デジタル改革」の名のもとで始まっています。表面的にはデジタル改革、デジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）ということなのですが、その実は、DX をテコとして、つまり国家統治の DX、国と自治体との関係の DX、地方自治体の DX、あるいは地方自治の

DX を含む「社会全体の DX」が行われようとしています。DX の本来の意味である“good life”を目的とするものならば良しとしなければなりません、日本国憲法が保障する基本的人権の保障や地方自治を破潰するものであれば大変です。少しの時間、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

■ デジタル改革関連法案までのお話し

きょうのレジュメ (P17 P18 に掲載) の前半部分は、この間、自治体研究社から出版された『「自治体戦略 2040 構想」と地方自治』（2019 年）、『デジタル化でどうなる暮らしと地方自治』（2020 年）、そして『「公共私」・「広域」の連携と自治の課題』（2021 年）の 3 冊に収められた拙稿の目次を並べたものです。アベノミクスの成長戦略や経済財政諮問会議・未来投資会議が掲げた“Society 5.0”構想から始まり、総務省の「自治体戦略 2040」構想を経て、第 32 次地方制度調査会答申にいたる内容が一覧できます。きょうは、後半部分の「デジタル改革関連法と地方自治」というところを中心にお話しますが、まずはここにいたる経緯を振り返っておきたいと思います。

行政デジタル化や行政 DX が必要であると言われる際、マイナンバーカードの普及の遅れや、新型コロナ対策の不備が引き合いに出され、何でもかんでも、デジタル化の遅れが原因であるかのように言われます。わたしは、それがほんとうの原因ではなく、政府の無為無策が

原因であり、不都合な現実から目をそらす誤った言説であると思っています。ほんとうにデジタル化が必要ならば、政府がきちんと準備してやればよかったのです。

しかし、政府も何もやってこなかったわけではありません。2000年早々には、いわゆる、e-Japan（イージャパン）戦略を打ち上げ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を制定し、それを実現させるため戦略本部において、世界最先端 IT 国家創造宣言なるものも出し、それなりのデジタル改革をやっているふりをしてきました。実際には実効性がなかったということですが、それも政府の責任です。政府の怠慢であるともいえましょうし、政策執行能力がなかったともいえましょう。端的に言えば、政府のデジタル化は、アナログのものを電子化するデジタイゼーション（*digitization*）にとどまり、せいぜい紙媒体を電子媒体に変換することにとどまったということでしょう。デジタル化したものを使って、新しい価値や行動を生み出すデジタイゼーション（*digitalization*）にもいならず、データとデジタル技術を駆使して、クライアントや社会のニーズを基にビジネスモデル等を変革することで、組織改革や業務プロセス改革だけではなく企業文化・風土までも変革し、競争上の優位性を確立するといったデジタルトランスフォーメーション（*digital transformation*）のイメージには程遠いものであったということです。

そこで、「骨太方針」2019 ころから初めてデジタルトランスフォーメーションが顔を出し、急いでつくりあげようとしているのが実態ではないでしょうか。デジタルトランスフォーメーションは DX と略されますが、なんで DX と言うのかと思ったら、*trans* というのは英語で X と表記され、クロスの意味があることから来ているようです。骨太方針で DX が言われて表面化したのは確かですが、経団連は、「創造社会」という概念を当てながら、経済界固有のデジタル化による新しい価値創造を模索しているようです。新たな社会を創造するという意味を込めて

「創造社会」という用語を使っています。やはり経団連だなあと思うのは、今流行の国連が進めている SDGs の実現の一つの手法だと位置づけながら、企業モデルの変革、社会モデルの変革を唱えています。もちろん政府と経済界は意思疎通ができていますと思いますが、それなりに独自性を保ちながらデジタルトランスフォーメーションに向かっています。

行政法的に興味深いのは、官民データ活用推進基本法が制定されて以降、官民データ活用推進がたんなるイデオロギーにとどまらず、法律概念化・法制度化され、公行政の保有するデータを官民共同して活用する方向に進んだことです。官民のデータを共通化して活用し、オープンデータとして活用するという方向性が、はっきりとこの基本法制定段階で出ています。デジタル改革関連法の要となるデジタル社会形成基本法における情報システムの共同化・集約化といった方向性は、すでに官民データ活用推進基本法にみられたということになります。

■ Society5.0（ソサイエティ 5.0）、「自治体戦略 2040 構想」、そして第 32 地制調答申

政府の経済財政諮問会議・未来投資会議が、「Society5.0」（超スマート社会）の構想を掲げて、総務省がこれを受けて自治体戦略 2040 構想を描き、さらにこれを具体化するため第 32 次地方制度調査会を設置し、その法制化の議論が行われました。

第 32 次地制調における 3 年間の審議は、おおむね「公共私の連携」および自治体の「広域連携」が中心だったのですが、最後の半年くらいは、「地方行政のデジタル化」が集中的に議論され、答申でも筆頭項目になりました。おそらくソサイエティ 5.0 や行政の DX 化を地方のレベルまで進めるように、といった「天の声」があったのだらうと想像します。いずれにしても、ソサイエティ 5.0 からの一貫した流れが明らかです。

地方自治がらみで言うと、国家戦略特区制度を活用したスーパーシティ構想もデータ連携基

盤事業を推進するというかたちで推進されており、デジタル化の実装化の実験場になっています。すでに静岡県裾野市でトヨタがデジタル化の実験都市をつくろうとし乗り出しています。そのためには、大胆な法的規制緩和が必要になります。おそらく今回のデジタル改革関連法における個人情報保護法等の改正によって、個人情報の利活用が制度化されますから、すでに個人情報の利活用は想定済みです。批判的にウォッチングするにいちばんいいモデルが静岡にできつつあります。みなさんの監視の目が不可欠です。そして、これらすべてのデジタル化を可能とするインフラが、マイナンバー制度であって、それを普及させる手段がマイナポータルというわけです。こちらもご注意ください。

見事にそれぞれが響きあいながらここまで来ているので、行政のデジタルトランスフォーメーション（行政 DX）というのは、ずいぶん手ごわい仕掛けだということがわかっていただけたのではないのでしょうか。

■ 区域自治の軽視と機能的自治の過信は 地方自治の放棄

第 32 次地方制度調査会答申は、2040 年ころに陥るとされる日本の悲惨な状況を想定し、そうならないために 2040 年から逆算して今から何をなすべきかを考えましょうというのが建前です。生き残り戦略としては、公共私連携と自治体の広域連携が不可欠であるというのが結論です。総体的には、いわゆる連携化が議論の中心となっています。私見では、この「連携」は、異なるものを結合する仕方の一つで、一般には緩やかな結びつきを連想させます。しかし、場合によっては「合併」に行ってもかまわないとのひそやかな期待もあるかと思います。ただ、それでは「合併」をめざしているかというところではないとわたしは思っています。第 32 次地制調の答申の背景には、「区域自治よ、さようなら。機能的自治よ、こんにちわ。」といった考え方が流れていると思うからです。理由は、以下のようです。

地方自治は、①区域、②住民、③自治権（自治権を有するためには法人格を必要とすることから、法人格ともいわれる。）といった自治の 3 要素で構成されています。このうちの区域の要件にこだわる「区域自治」・「地域自治」は、特に「住民自治」にとって必須の要件です。区域にこだわらず、組織・団体の機能に着目・重視するのが「非領域的自治」＝「機能的自治」という考え方です。基礎的な地方公共団体の情報が標準化され、共通化され、統合化されれば、もう区域要件にこだわらず、多様な自治体間の情報連携で区域を越えることができ、公共私組織の区別も超えることができるという考え方が通奏低音としてあります。

この機能的自治・機能的自治組織（団体）論では、これまで区域自治・地域自治の主体としての地方公共団体が提供してきた行政サービスについて、その提供主体が民間であろうが広域の地方公共団体であろうが、あるいはまた「公私混合のサービス行政主体」であろうが、それは問いません。サービスを「最適」なかたちで提供できるような「公共サービス主体」であれば、それは問わないと考えています。たとえば GaaS（Governance as a Service）を提唱する増田寛也氏は、文字どおり、「サービスとしてのガバナンス」を提供する主体さえ存在すれば、憲法が保障する「団体自治」の主体としての地方公共団体はもはや不要であると断言しています。この“X as a Service”（「サービスとしての何某」）という発想は、まさに機能的自治・機能的自治組織（団体）を象徴する典型的な考え方なのです。

このような区域自治・地域自治を否定する機能的自治・機能的自治組織論については、地方公共団体やその住民はもっと警戒しなければならないのですが、きわめて鈍感です。それは政府の地方自治・地方分権の動向、第 32 次地制調答申の真の狙いを読み解いていないからだだと思います。公共私連携や自治体の広域連携がほんとうに意味するところを考えなければなりません。第 32 次地制調答申は、「地方行政のデジ

タル化」といった技術的な改革を梃にして、機能的自治・機能的自治組織の拡大を図ることを目的の一つとしています。このような改革が憲法の保障する地方自治に適合するものかどうかを見極めなければなりません。デジタル改革関連法のそれぞれについて、このような観点から点検することが不可欠です。

■ デジタル改革関連法の成立

デジタル改革関連法は、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、それに地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」）を加えた全体を指すものです。

すべての改革の要になるのはデジタル社会形成基本法です。ここでは、「デジタル社会」が、

「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義され、これまでは政府の「骨太方針」や総務省の「自治体戦略 2040 構想」においてたんなる政治・政策目標に過ぎなかった“Society5.0”（超スマート社会）が法律化されていることがとても重要です。この定義に基づいて、デジタル社会の形成が正々堂々で行われ、「社会全体の DX」を実現することが可能になるからです。そして、このデジタル社会の形成を推進するためにデジタル庁を設置したのです。「企業 DX」などはよく言われて来たことですが、デジタル庁の設置によって、「行政 DX」をさらに超えた「社会全体の DX」を国家が総力を挙げて推進する体制が名実ともに出来上がりました。

デジタル改革関連法案の全体像

2

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
 - ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
 - （IT基本法との相違点）
 - ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会
 - ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ活用（基本理念・基本方針）
 - ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
 - ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める 48 法律を改正）
 - ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
 - ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
 - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本 4 情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
 - ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
 - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS 法改正）
- ⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進
 - ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
 - ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
 - ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

そのほか同法についてはいろいろ大事なことがあります。いままでの話の中の公共私の連携にかかわって、同法9条の行政と民間の役割分担の条項は見逃せません。「民間が主導的役割を担い、行政はその環境整備を中心とした施策を実施する」ということが明文化され、民主導のデジタル改革が想定されています。そしてこれを前提として情報システムの共同化・集約化があげられていて、そこには番号制度も入ってくるし、データのオープンシステム・利活用も入ってくる構成になっています。この情報システムの共同化・集約化は、あとで述べる「整備法」の諸規定がリンクしています。地方公共団体によるクラウド利用について国による環境整備が整えば、その利用が義務づけられることになります。「Gov-Cloud」（ガバメント・クラウド）と言われるものです。たとえば「標準化法」が、情報システムだけでなく、地方自治行政の中身、すなわち実体・内容にどのような影響を与えることになるのかは定かではありませんが、もし実体・内容にかかわってまで標準

化・共同化を義務づけることになれば、違憲の疑いがまぬかれません。

■ デジタル庁が内閣に設置されることの意味

次に、デジタル庁設置法です。いくらいろいろな法律が整備されても、デジタル化を推進する国家行政組織が存在しなかったことが、政府のデジタル化の遅れの原因の一つだったのでしょう。したがって、国家組織としてのデジタル庁を、しかもデジタル規制庁ではなくデジタル推進庁を設置したことは、今後のデジタル改革に決定的な意味を持ちます。デジタル庁という名称だけ見ると、価値中立的にみえますが、あくまでもデジタル化推進を目的とする国家行政組織だからです。

そこで、デジタル庁の組織、任務あるいは事務・権限をしっかりとみておかなければなりません。関心のある方のために、民主主義科学者協会法律部会の学会で報告した際のパワポの資料を添付しました。また、拙稿「デジタル庁の設置と国家統治のDXーデジタル改革で進む内閣総

デジタル社会形成基本法案の概要

<予算関連法案> 3

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、**デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。**

概要

1. デジタル社会の定義

「**デジタル社会**」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等**の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務等**を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**（データの標準化等）、**アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等**のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画**を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

理大臣の「隠された大統領化」法と民主主義
2021年4月号（通算第557号）掲載論文も添付
しました。「国家統治のDX」とは、いささか大
仰な表題ですが、読んでいただければ幸いで
す。私は、このデジタル庁設置が単にデジタル
改革を推進するにとどまらず、法治国家そのも
のをトランスフォーメーション（転形）するも
のと考えています。このような発想は、名古屋
大学名誉教授であり、現在名古屋経済大学教授
の市橋克哉氏の「行政権の転形と法治主義」（本
多滝夫・豊島明子・稲葉一将編『転形期におけ
る行政と法の支配の省察』（2021年、法律文化
社）からは、たいへん大きな示唆を得ました。

デジタル庁設置法では、デジタル庁は内閣に
設置されることになりました。一般に「内閣直
属」などと言われますが、その意味するところ
はたいへん難解です。これまで内閣の職務遂行
を直接補助する機関として、内閣官房（内閣
法）、内閣法制局（内閣法制局設置法）、国家安
全保障会議（国家安全保障会議設置法）のほ
か、内閣府（内閣府設置法）および復興庁（復
興庁設置法）が置かれていたところですが、新

たにデジタル庁が設置されたことになります。
これらは、一般に、内閣補助部局あるいは内閣
補助機関と呼ばれますが、内閣に設置され内閣
を直接補佐する内閣官房、内閣に設置されるが
直接には内閣官房を助ける機関としての内閣
府、同じく内閣に設置され内閣官房と共に内閣
を助ける機関である復興庁というように、見逃
してはならない違いがあります。デジタル庁
は、内閣に設置され、「内閣官房と共に」、内閣
を助けることを任務とする機関とされ、内閣官
房と同列の立場で内閣を助けるという点では、
復興庁と同じ位置づけの機関です。ただし、復
興庁は時限立法に基づく時限的なものであり、
デジタル庁ははじめての恒常的国家行政機関で
ある点で異なります。デジタル庁は、内閣官房
を助けることで内閣を補助する内閣府よりも一
段高い位置づけにあると言ってもいいのではな
いでしょうか。

デジタル庁の長は内閣総理大臣です。さらに
内閣総理大臣を助けるデジタル大臣も置かれて
います。そして、デジタル大臣の下に、デジタ
ル監、デジタル審議官といった特別職が置かれ

デジタル庁設置法案の概要

<予算関連法案>

5

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。

(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、**関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。**

(4) 全国務大臣等を議員とする、**デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

ます。このデジタル監には、民間からの登用が予定されているようです。デジタル監の設置は民間人材の活用という面では良い面もあるのですが、いわゆる官僚制・公務員法制との関係では難しい問題もありそうです。ここでは詳述しません。

デジタル監は、一定の期間の経過のあと、元職に戻ることが予定されているようで、新聞報道などでは、彼らは「リボルディングドア」（回転ドア）をとおして官と民を行き来する人々と言われています。しかも、これまでのようなピラミッド型の行政組織とは違って、アジャイル型の行政組織ということです。アジャイルというのは迅速なとか俊敏なとか瞬発力があるという意味ですが、IT企業におけるアジャイル型開発を手本としたもので、フラットな組織であることを特徴として、担当の職が決めたらずぐ実行する、だめだったらすぐやり直すというように、迅速な事務処理を特徴としています。ただ、「迅速な意思決定」は結構なことですが、デジタル庁のように国の重要施策にかかわる意思

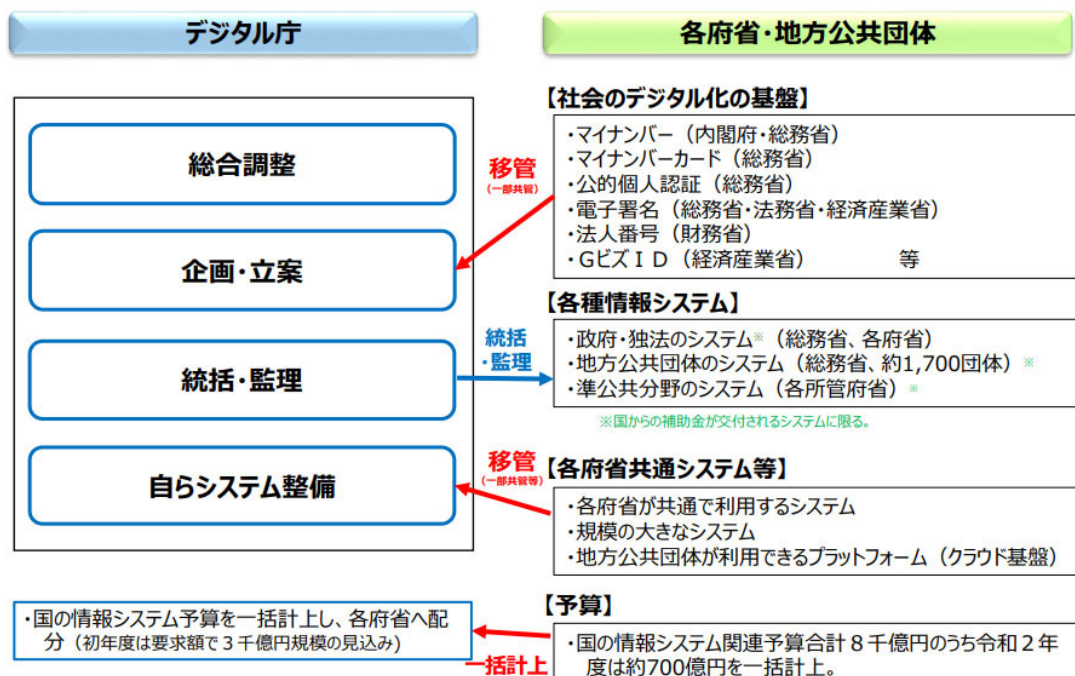
決定が「拙速に」行われてはたまりません。しっかりと監視しなければなりません。

デジタル庁は、「デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること」（3条1号）といった任務のほかに、デジタル社会形成基本法の「基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること」（3条2号）といった任務も負います。デジタル庁は、前者の任務を達成するために「内閣補助事務」（4条1項）を処理し、後者の任務を達成するために、「分担管理事務」（4条2項各号）を処理することとなっています。したがって、デジタル庁は、「内閣補助事務」の処理を基本として、しかし「分担管理事務」も処理するといった意味で「二重の性格」を帯びる内閣府と同形であることがわかります。内閣府の轍を踏まないことを祈ります。

以上、デジタル庁は、たんなる国家行政組織法上の省庁（3条機関）や内閣府とも異なり、内閣に設置されて、内閣総理大臣を長として、内閣官房と共に、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を一手に引き受けて処理する特別な国

6

（参考）デジタル庁の業務／予算のイメージ



家行政機関ということになります。個別具体の権限について詳論するいとまはありませんが、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を遂行するために、「デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること」、「関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること」、そして「デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること」といった「任務」を達成するため、「デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進」をはじめとして、「国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること」、「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること」など、日本国のすべての情報システムの整備・管理にかかわり、関係行政機関への予算配分までも「所掌事務」としていきます。この「任務」と「所掌事務」をみると、

もはや国と地方の情報システムは、デジタル庁抜きには動かない体制が出来上がってしまったということになります。

まとめると、デジタル庁は、国の行政機関の組織基準を定めた国家行政組織法から大きく離脱し、内閣府設置法の内閣府すら超える特別な行政組織ということです。しかも、内閣総理大臣を長としていることから「内閣総理大臣・行政長官同一人制」の機関と言えます。内閣総理大臣はデジタル大臣や特別職のデジタル監などを指揮監督し、内閣の重要施策を自由に決定でききる権限を与えられています。内閣法が、内閣総理大臣の指揮監督権の行使については、閣議で決定された基本方針のもとで行うといった縛りをかけていますが、「内閣総理大臣・行政長官同一人制」のもとでは、どこまで有効に機能するか定かではありません。いかにも内閣総理大臣の法律から自由な行為を許してしまいそうな内閣総理大臣の国家統治のDXを読み取ることができます。

■ 個人情報保護法・条例にかかる問題

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要 <予算関連法案>	
趣旨	デジタル社会形成基本法に基づき デジタル社会の形成に関する施策を実施するため 、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の 関係法律について所要の整備を行う。
概要	個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等） ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。 ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。 ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。 ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内） マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正） ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。 ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②） マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務対応法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正） <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上> ① 住所地区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。 ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。 ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。 ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外） <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化> ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。 ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。 ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等 施行日：令和3年9月1日 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正） ○ 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、最も重要な法律の筆頭に個人情報保護法があります。

これまでの個人情報保護制度は、民間関係の個人情報に規定した個人情報保護法、行政機関に関しての行政個人情報保護法、独立行政法人のそれということで、三つの法律でそれぞれの組織・主体にふさわしい規制をするようになっていました。それを今回、個人情報保護法という名の一本の法律に統合しようというものです。これにより全国的な共通ルールが制定されれば、地方公共団体も含めて、国に設置される個人情報保護委員会にその管理は一元化されることになります。個人情報保護委員会が国と地方公共団体を通じたすべての個人情報保護の事務を取り扱うことになるのですが、ほんとにそれが可能かということがまずは心配です。それより心配なのが個人情報保護条例との関係です。これまで個人情報保護条例といえるものはおよそ 2000 個あるということで、いわゆる「2000 個問題」がしばしば問題とされてきました。企業が個人情報を利活用するにあたって、

不都合極まりないということでしょうか、これを全廃することも含め、個人情報保護法の中に統合してしまうというのが今回の改正趣旨でしょう。

新たな個人情報保護法に基づくところの個人情報保護委員会の構成等の仔細は不明ですが、個人情報保護制度の概要は、資料②「デジタル改革関連法について」の資料 13 と 14 をご覧ください。個人情報保護法は、個人情報保護とデータ流通＝個人情報の利活用の「両立」を目的とし、さらに国が的確な運用のためのガイドラインを作成しますから、個人情報保護条例の制定は、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置のみを許容することとされ

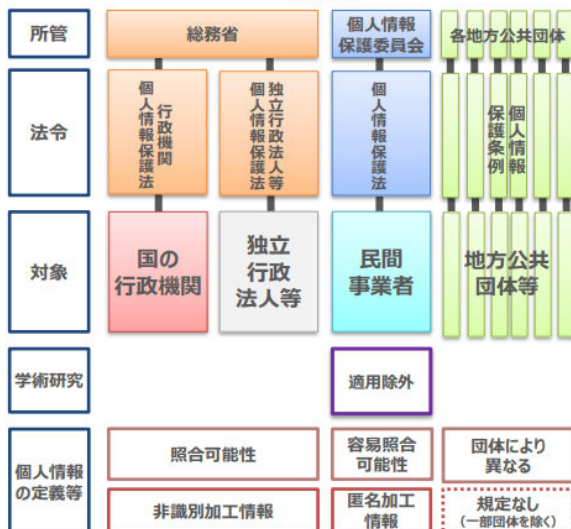
(たとえば、条例要配慮個人情報あるいは特に必要な場合に限っての審議会等からの意見聴取手続などがこれに当たります)、しかも、このような条例を定めたときには、個人情報保護委員会に届出することも義務づけられています。逆に、これまでの条例にみられた民間企業などのオンライン結合を禁止するとか、目的外使用の制限などとかは原則できなくなるでしょう。個

個人情報保護制度見直しの全体像

9

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

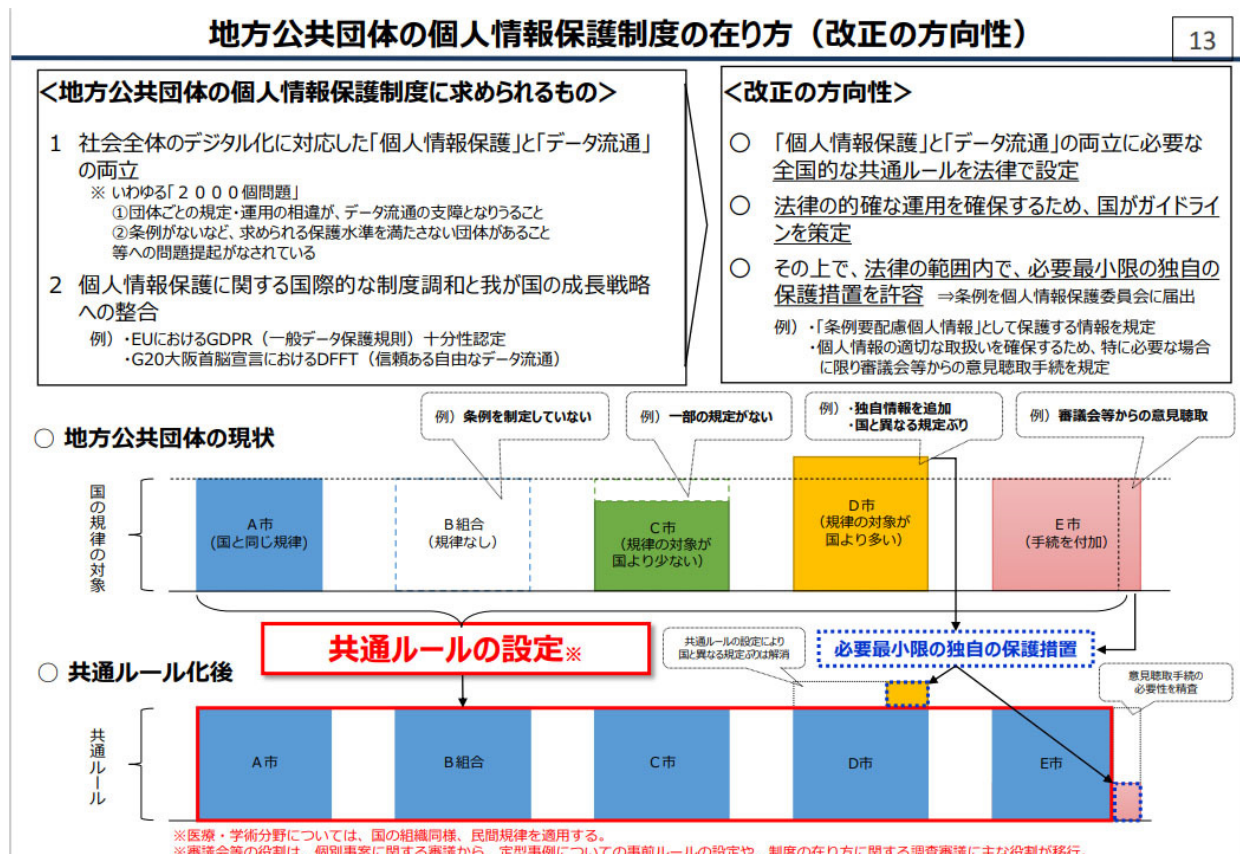
個人情報保護とデータ流出防止に必要な全国的な共通ルール、個人情報保護とデータの利活用を両立するために、法律で必要十分な規律をしているのだから、条例による保護が原則不要というわけです。

東京大学の憲法学者・宍戸常寿氏は、保護しなければいけない個人情報を条例によりバラバラでどうするのか、かえって基本的人権の尊重にかけるとは言っておられるようです。最近では京都大学の憲法学者・曾我部真裕氏も、コロナの悲惨さは行政デジタル化の遅れによって、日本はこれまで個人情報保護に注力してきた利活用に遅れたのが問題であり、保護と同時に利活用に舵を切ることが必要というように主張しているようです。

これを見て思い出すのは、私が地方自治法を勉強し始めたきっかけとなった四日市公害のことです。大学への通学途中にあった四日市の大気汚染は最悪で、毎日毎日煙突から出る煤塵、煤煙、窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染物質によって、多くの人々が喘息などの疾病に苦しめられました。お年寄りや、小さな子どもや

赤ちゃんは毎日のように死んでいくニュースを聞かされました。いったい法律はどうなっているのかと勉強し始めました。しかし、「経済発展調和条項」を含んだ公害対策基本法よろしく、いかにも不十分な規制内容の法律ばかりでした。しかし、たとえ不十分な規制内容の法律であっても、法律の範囲内でのみ条例制定が許されるのであって、法律の範囲を超えたり、法令に違反したりする条例は違法な条例だと言われた時代でした。いわゆる「上乗せ条例」の問題です。大気汚染防止法よりも厳しい基準で規制したり、あるいは厳しい態様で規制したりすると、「上乗せ条例」と言われ、法令違反になるという解釈で、弱者、すなわち多くのお年寄りや子どもたちが犠牲になりました。まだ純粋な青年であった私は、ずいぶん心を痛めました。新個人情報保護法が条例による独自規制を許さないことにでもなれば、同じような問題が起こりかねません。地方自治がないがしろになるそれがあります。

これまで個人情報保護であれこれ努力してきた自治体の努力を無にして、個人情報を利活用



趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

- ① 適用対象**
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く
 - ② 定義の一元化**
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
 - ③ 個人情報の取扱い**
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
 - ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表**
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
 - ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**
 - ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
 - ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入**
 - ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
 - ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
 - ⑧ 施行期日等**
 - ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
 - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
 - ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う
- ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**
- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

する企業のために、つまり企業が利益を上げるために、私たちの貴重な個人情報の利活用の自由を許していいものでしょうか。たとえば「匿名加工情報」は個人情報から除外され提供する制度ができましたが、セキュリティはほんとうに確保されるのでしょうか。心配は募るばかりです。私は、個人情報保護が十分に保障され、そのうえで個人情報の利活用があると確信します。住民の個人情報保護のための「上乗せ条例」を何の検証もなく排除することは避けたいものです。そのためには、独自情報の追加あるいは国と異なる規制ということで簡単に済ますのではなく、「必要最小限の独自の保護措置」の内容について、憲法が保障する自己情報コントロール権といったプライバシーの保護の観点から十分慎重な検討をすべきでしょう。預金口座等との紐づけに利用されるマイナンバーカードの活用についても同じことが言えそうです。マイナンバーカードの利用による情報漏えい、セキュリティの確保に関する国民の不安の払拭なしに、情報連携の拡大を目的とする手続の効率化を図ろうとするのは間違いです。

■ 地方公共団体情報システムの標準化は何をもたらすか

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の所管は総務省です。法律では、「国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める」としています。地方公共団体情報システムの標準化だから、どの事務にかかる標準化なのかが重要になってきますが、今のところ基幹システムと言われるところの標準化、具体的にはここに書いてある17事務が対象となるとされています。

今後、具体的にどうなるかは今のところ分からないですが（2018年8月現在、総務省「自治体DX推進計画」が出され、早速、「標準仕様書」なるものが出される予定とされる）、少なく

とも国の作成する Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）を利用して、基幹系 17 事務（児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿、住民税、就学、障害者福祉、介護保険、生活保護など）は処理することになります。このシステムを利用することになれば、独自の事務を国の制度に上乗せするような内容、独自の措置をしている自治体は、そのままでは当該事務は処理できなくなります。地方公共団体は、国が提供する情報システムに合わせて事務を遂行することになります。本末転倒です。どこが地方自治なのでしょう。

すでに述べたように、国では、内閣総理大臣の「国家統治 DX」が生じており、地方では、地方自治の根絶やしとでもいうべき「地方自治 DX」が生じることになりそうです。

■ 民主主義と地方自治のための DX は可能か

この間の地方自治が置かれている状況を振り返りながら、ソサエティ 5.0 や新たな「創造社会」とかいうように、あれこれ形容される新た

な社会構造を実現するために、国家統治 DX だけでなく、地方自治 DX も起こりそうであること、そしてそれは、結局、社会全体の DX が狙いであるということについて、かいつまんでお話ししました。内閣機能の拡大や内閣総理大臣の権限拡大が、デジタル改革の名のものと加速しています。その起源は、2001 年の中央省庁等改革、なかでも政治主導改革とか言われた改革にありそうですが、あれから 20 年余、政府は我慢に我慢を重ねて、しかし着実に国家統治 DX を準備されてきました。マスコミ風に、「官邸主導」とか「官邸官僚」とか言って、呑気に構えているときではありません。デジタル改革関連法は、日本の法の仕組みを根本的に転形する「国法 DX」なのです。

これに対して、わたしたちは、何ができるのでしょうか。わたしたちは、政府の出方を黙って注視しているだけではいけません。わたしたち自身が、デジタル化時代にふさわしい民主主義のあり方、地方自治のあり方を考え行動しなければならない時期に来ているのかもしれない。これを「民主主義 DX」あるいは「地方自治

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

28

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を省令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和 3 年 9 月 1 日

DX」と言ってもいいと思いますが、そのように言わなくとも、民主主義と地方自治の根絶やしに対して、毅然と抗わなければなりません。

デジタル改革は、「だれ一人取り残さない」とか、「人にやさしいデジタル化」などと言われますが、デジタル改革関連法をつぶさにみくると、憲法の理念や基本的人権の保障に何と無頓着な国家統治 DX や地方自治 DX が席卷しているかと思えます。憲法が保障している基本的人権の保障や地方自治の保障を実現するためのデジタル改革かどうかを見極めるのはわたしたちです。「私たちが民主主義 (Wir sind Demokratie)」(ドイツの首相・メルケル氏のこ

とば) なのです。静岡県地方自治研究所のみなさん、全国の自治体問題研究のみなさん、そしてこれを聴いてくれているネットワークのみなさん、デジタル改革関連法を自分自身の目で見極めて、抗うところは抗う、活用するところは活用する、新たな民主主義、新たな地方自治への変革に向けて邁進してほしいと思います。

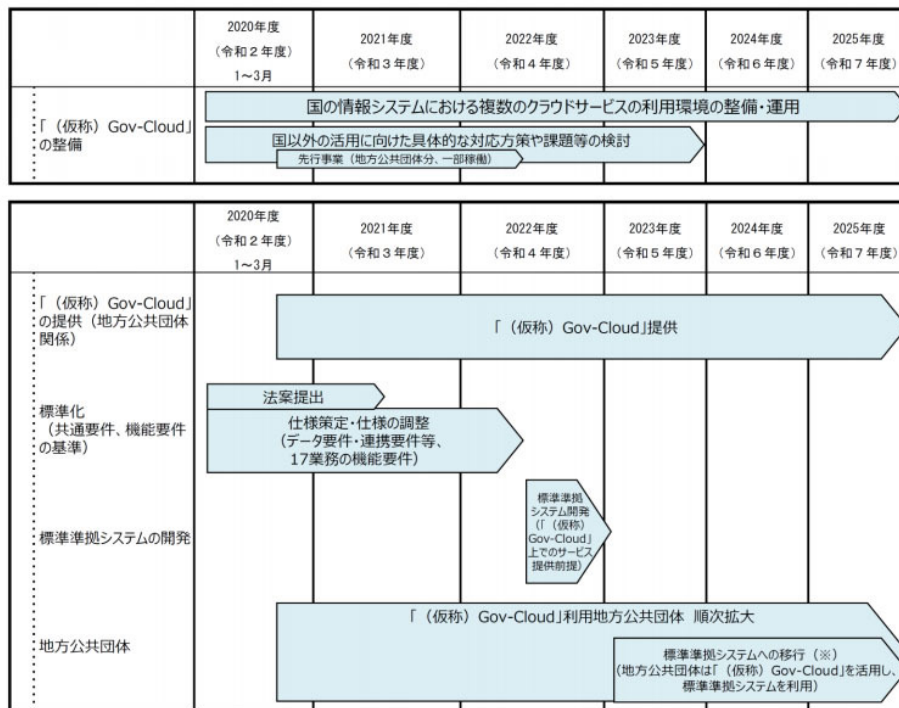
ご清聴ありがとうございました。

*本稿は、静岡自治体問題研究所のみなさんが起こしてくれた講演録を大幅に修正・加筆したものです。みなさんには、心より感謝いたします。

デジタル・ガバメント実行計画 (令和2年12月25日閣議決定)
別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて (国・地方デジタル化指針) (抜粋)

29

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）と地方自治

専修大学 白藤博行

I 自治体戦略 2040 構想と第 32 次地制調による法制化の検討

はじめに—人口減少は自然な人口動態なのか

- 1 アベノミクスの成長戦略と経済財政諮問会議・未来投資会議
 - (1) アベノミクス「3本の矢」は
 - (2) 政府の重要政策会議の司令塔—経済財政諮問会議と未来投資会議
 - (3) 未来投資会議「未来投資戦略 2018」
 - (4) 合同会議「経済政策の方向性に関する中間整理」の概要
- 2 「自治体戦略 2040 構想研究会」報告
 - (1) バックキャスティング思考から導かれる「人口縮減時代へのパラダイム転換」
 - (2) 第一次報告のポイント
 - (3) 第二次報告のポイント
 - (4) 「自治体戦略の基本的方向性」の概括的評価
- 3 第 32 次地方制度調査会と同専門小委員会の法制化論の検討
 - (1) 「未来投資会議」から「自治体戦略 2040 構想研究会」、そして第 32 次地制調へ
 - (2) 自治体戦略 2040 構想と第 32 次地制調を繋ぐ者・もの
 - (3) 「総合行政主体(フルセット主義)」からの脱却と「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」論
 - (4) 「地域運営組織」・「新たな地域自治組織」論、そしてコミュニティ論

おわりに—自治体戦略 2040 構想 VS. 地方自治の憲法保障戦略構想

- (1) 「スマート自治体への転換」は行政経営改革論
- (2) 自治権保障なき地方統治構造論・「圏域行政」論
- (3) 憲法が保障する地方自治と「機能的自治」
- (4) 「地方分権改革」からの離脱・シャープ勧告からの完全離脱？
- (5) 「福祉国家の現代化戦略」論
- (6) 32 次地制調に何を期待するか

II Democracy5.0 と「地方自治+α」

国家と社会のデジタル化時代における「新しい自治様式」の探究

はじめに～みんなコロナのせいですか？

- 1 急加速するデジタル化政策
- 2 デジタル化政策の法制度
- 3 地方行政のデジタル化政策と法制化
- 4 Democracy5.0 と「地方自治+α」－「新しい自治様式」の探究への第一歩をおわりに

Ⅲ コロナ禍から考える第32次地制調答申の論理と地方自治の原理

はじめに～地制調の狙い？

- 1 新型コロナ禍という「例外状態」で問われる法治主義と民主主義
 - 2 第32次地方制度調査会答申－2040年頃から逆算して、地域の未来像が描けるのか
 - 3 「地方行政のデジタル化」の論理と地方自治 ❶資料⑪
 - 4 第32次地方制度調査会答申の「連携」の論理と地方自治
- おわりに～クラウド民主主義」では住民のいのちと暮らしは守れない

Ⅳ デジタル改革関連法と地方自治

はじめに～国家・社会のデジタル化の全体像❶資料①

- 1 デジタル社会形成基本法～「Society5.0」から「デジタル社会」へ ❶資料②③
 - 2 デジタル庁設置法～国家統治のDX ❶資料④
 - 3 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 ❶資料⑤
 - (1) 個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法等の改正)～新たな「個人の尊重」論？
❶資料⑥⑦
 - (2) マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化
 - 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
 - 5 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
 - 6 地方公共団体情報システムの標準化等に関する法律 ❶資料⑨
- おわりに～DXが生み出す「新たな自治」「新たな変革」に期待する前に考えるべきこと

【参考資料】白藤「デジタル庁の設置と国家統治のDX」(法と民主主義 2021年4月号)
白藤「20210317 デジタル改革関連法案阻止シンポジウム」のPPP

2021 年度静岡県地方自治研究所定期総会

日時 2021 年 6 月 27 日（日）13：30～16：30

場所 教育会館特別会議室、zoom 参加

日程 第 1 部 記念講演（13：30～15：20）

「行政のデジタルトランスフォーメーションと地方自治」

白藤博行専修大学教

授

第 2 部 総 会（15：30～16：30）

議題

- ・ 2020 年度事業・活動報告（案）決算報告（案）
- ・ 2021 年度活動方針（案）予算（案）・役員選出（案）

質疑、討論

**荒川岳から
見た赤石岳**

（竹本 芳山 静岡
県連盟会長撮影）



主催

静岡地方自治研究所

静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1 セキスイハイムビルディング 7 F 静岡自治労連内

[Tel:054-282-4060](tel:054-282-4060) Fax:054-282-4057 e-mail:jichiken@s-jichiroren.com

静岡県地方自治研究所第 25 回総会議案

はじめに

静岡県地方自治研究所は 1996 年に設立し、昨年自治体問題研究所の全国ネットワークに加入して、全国の志を同じくする研究所と情報交換しながら前進しています。

地方自治研究所においても新たにスタートした定例研究会も回を重ねるなど、県内の地方自治、地域社会の事例を学習する取り組みも軌道に乗りつつあります。

憲法の基本的人権の実現は地方自治の大きな仕事、憲法を守り生かすためには、「静岡県地方自治研究所」の存在がさらに輝き、「地方自治に関する研究」が、いよいよ重要となっています。

I 情勢と課題

1 県内外の情勢の特徴

新型コロナ感染も 2 年目に入り、世界ではワクチン接種が進んでいます。日本は世界に出遅れ、医療従事者すら接種が遅れています。その中でオリンピックに突入することについて、尾身分科会会長は「今の状況で(オリンピックをやるというのは普通ではない)と警鐘を鳴らしています。菅首相は「私は主催者ではない」(6 月 7 日国会答弁)と逃げ、国民の安全を IOC にゆだねようとしています。菅首相には、オリンピックを強行して成功をおさめ、9 月解散に打って出る当初のシナリオがあり、それを是が非でも進行させようとしています。

コロナの中で見えてきたのは、この間の新自由主義的な政策で保健所、病院の縮小が相次ぎ、それが新型コロナ感染者の対応の中で、医療崩壊の危険を高めています。あらためて公務公共の現場サービスの拡充、他の分野も含めた反転攻勢が求められています。

憲法をめぐっては憲法記念日に菅首相は、改憲団体に対して改憲メッセージを送り、コロナ禍を利用した緊急事態条項の改憲に改めて意欲を示しました。

コロナの県内状況

コロナ感染について、静岡県は全国でも下位の状況でしたが、首都圏や名古屋圏の感染の拡大にともなって県内も拡大し、西部地域の医療が困難な状況となりました。医療体制の脆弱性が示されました。

ワクチン接種でも全国下位、県都静岡では接種方法の不備により窓口がかなり長く停止するなど、混乱が続きましたが大規模接種も始まっています。

また積極的疫学調査を行い、PCR 検査の窓口になった保健所も、この間の行革による統廃合で十分な機能が果たせず、PCR 検査が受けたくても受けられないという住民の中の批判も含め、保健所の充実が課題となっています。

リニアが問う静岡県政

一昨年、静岡県との約束事項であるリニア工事の湧水の全量戻しについて、JR 東海が拒否をして膠着状態になりましたが、国交省が「行司役」を名乗って割って入り、有識者会議が発足しました。しかし会議は非公開、議論が反映されない座長コメントが発出される

など、不公正な運営が続き、静岡県民の不信を買っています。

有識者会議の中で、JR 東海は工事 10 ヶ月間、水が山梨県側に流出したとしても中下流の表流水は維持されるとしたのに対し、静岡県は工事湧水が流出されれば中下流の水利用への影響は避けられないと主張しています。論議が不十分なまま有識者会議は中間報告を取り組んでいます。

昨年 10 月 30 日、県内の利水者含む 107 名の人たちが静岡県内のリニア工事差止裁判に立ち上がりました。県知事選挙において川勝氏が勝利し、今後川か知事は JR 東海に対して一層の存在感を示すことになります。

地域医療構想と静岡県

コロナ禍の中「地域医療構想」によって、一時は勢いを減じた動きでしたが、さらにベッド数を削減しようという動きは止まりません。

ベッドを削減すると、コロナの中で示された医療従事者の脆弱な大勢の削減がさらに進んでしまいます。また地域が平等に医療を受ける権利を脅かします。

静岡自治労連では、指名された蒲原病院、湖西病院に対して地域の人たちの病院に対する思い、医療需要をどう捕らえるかの地域調査を実施して結果をまとめ地域との共同を造っています。

デジタル化とデジタルスマートシティ構想

デジタル化法が国会を通り、今後デジタル庁の設置と自治体のデジタル化がその一部として問題となります。それを先取りするかのように浜松市は、「デジタルファースト宣言」を行い、持続可能な都市づくりの推進を掲げて「デジタルスマートシティ構想」を打ち上げ、分野間連携の促進、データ利活用の推進などをうたっています。様々な分野の自治体業務に民間企業を参加させ業務を担うことになり、自治体のデータがどう活用されるのか、市民のプライバシーは守られるのかの問題点が指摘されています。

浜岡原発再稼働と避難計画

浜岡原発が全国で唯一政府の要請で全炉停止してから 5 月 14 日で 10 年を経過しました。浜岡原発は政府の要請で止まった唯一の原発です。10 年の教訓をもとに再稼働を問う必要があります。

この日、浜岡原発廃炉・日本から原発をなくす静岡県連絡会は、中電静岡支店と静岡県に、浜岡原発を再稼働しないよう要請すると同時に万全のコロナ対策を訴えると同時にイベントを行いました。

昨年 7 月 3 日、原子力規制委員会の審査において、浜岡原発敷地内断層である H 断層系が活断層の可能性のある示唆が行われました。

3 月の東海第二原発再稼働訴訟において、水戸地裁は避難計画の不備によって再稼働を認めない判決を行いました。これは全国の運動が住民の避難が国際基準の原則である深層防護に位置付けられているにもかかわらず、日本の規制委員会審査はこれを無視していることについて、その批判の端緒となるものです。

静岡県で公契約条例成立

静岡県評の交渉で公契約条例の検討チームを立ち上げると県当局が答弁し、2015年4月から県内部で、アンケートや視察を行い検討を進めてきました。それとは別に政党が議員提案というかたちで議案化し、2021年2月議会で成立しました。

条例の特徴として、①世界標準である労働者保護が明確ではない、②全国な標準である指定管理者制度を含めていない、③賃金下限額の設定がない、があげられます。

Ⅱ、2020年度 事業・活動報告

1、研究・事業活動

(1) 地方自治体に関する研究・学習会・セミナー等の開催

① 定例研究会

今年度新たな取り組みとして定例研究会を開催しました。県内の身近な地方自治や地域に関わる課題を研究者、自治体職員等を講師に招き学習・討論するというものです。以下のように研究会を開催しました。

- 9.9 第7回「新型コロナがもたらした地域経済への影響と今後の地域社会について」

瀬川るみ 県商連事務局長

静岡県内におけるコロナ経済対策について概括し、今後の課題を探りました。

- 12.2 第8回「Biz モデルの全国展開と問題点— f biz を事例として—」

児玉和人 静岡英和学院大学短期大学部教

県内でも先駆的に実施された Biz モデルとしての f-biz その経緯と問題点、そしてその課題を探りました。

- 3.3 第9回「ウィズコロナのサステイナブルな観光まちづくり—下田市の事例を中心に—」

静大川瀬ゼミ・地方財政

下田市について調査活動を行い、市の概要、財政状況、産業特性や観光政策などを分析する中で観光まちづくりを提言しました。下田市長の特別参加で一問一答、質疑が大きく盛り上がりました。

- 5.19 第10回「自治体電力の意義と課題」

水谷洋一 静大教授

昨年県内3つ目となる自治体で力、かけがわ報徳電力がスタートして自治体電力に関心が集まりました。新電力、地域電力、自治体電力の定義を整理して、電力の地産地消や地域課題の解決など、自治体電力に求められるもの、しかし実際はなかなかそれに至る道が見えない中、県内3電力の分析を通じてその課題を探りました。

(2) 第 24 回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催しました。

9 月 26 日(土) 折からのコロナ禍の中、ウェブでの開催を基本として、自治労連会議室や労政会館をステーションにして、zoom によって第 24 回静岡県地方自治研究集会が開催され、70 名が参加しました。記念講演は、「憲法から考える コロナショックと地域社会」をテーマに金子勝立教大学教授が講演し、コロナショックが経済に与える深刻な影響、当面の経済政策などを説得力を持って展開しました。集会の基調を林克研究所事務局長が県内の地方自治と地域社会にかかわる動きを報告しました。

- 1 コロナ禍の中での生活相談を考える
- 2 コロナ禍における医療危機を考える
- 3 コロナで見てきた、協働でつくる地域循環型経済とは
- 4 『放射線副読本』は何を隠しているのか？
- 5 リニア新幹線・水問題と差し止め訴訟
- 6 地方議員交流会

の各分科会が持たれ、熱心な議論を交わしました。

zoom での開催は初めてで。

(3) 所報の発行は、8 月・10 月・12 月・6 月と 4 回発行しました

今年は所報について 8 月・12 月・4 月との 4 回の発行をすることができました。今後、体制を強化して充実した紙面をつくる必要があります。

(4) 第 62 回自治体学校の開催

通例 7 月に 3 日間かけて実施される自治体学校、7 月 11 日(土)～13 日(月)、広島市での開催を準備してきた「第 62 回自治体学校 in 広島」は、地元広島研究所の多大なご協力で広島ならではの開催案がほぼまとまったところで、コロナ禍が表面化しました。そこでその感染拡大を考慮して、実行委員会を開き Zoom 開催に切り替えることを決定した。参加者には、全体会の宮本・岡田講演を DVD に収録して配付する形で、分科会のみで開催とした。Zoom 分科会への参加は 410 人(講師・助言者含む)でした。

静岡からは川瀬理事長が学校長に、林事務局長が実行委員となって学校成功に奮闘しました。地域経済分科会を担当しました。

県内参加者は 10 名でした・

2、全国ネットワークへの参加、理事会・事務局体制の充実、組織の拡大・強化

- (1) 一昨年 7 月の総会で全国ネットワークへの参加を決め、昨年 1 月から『住民と自治』の配布・集金も静岡研が担っています。機関誌の交換も進み、総会、事務局長会議、自治体学校実行委員会に参加しています。
- (2) 理事会は、自治研集会の実行委員会開催に併せながら、原則隔月開催を守って開催してきました。しかし、一方理事会への理事の出席は固定化されており、対応が必要となっています。今期の理事会開催は、9 月、12 月、3 月、5 月、6 月の 5 回となりました。

(3) 会員は、次の通りです(カッコ内は前年比、6月末)。

団体・全	4	(+2)		
団体・静	6	(-3)		
団体・読	12	(±0)	会員	80 (+1)
個人・全	36	(+3)	読者	18 (-3)
個人・静	34	(-2)		
個人・読	6	(-1)	純読者数	58 (+4)

(4) 会費の納入については、できる限り事務の効率化を図るために研究所の会期末に合わせて1月の事務移管以降請求しました。来年度から個人10000円、団体11000円の会費(静岡研のみはこれまで通り2000円、3000円)を徴収します。

3、活動日誌(2020.7.4~2021.7.1)

7月4日(土)	第23回定期総会&記念講演会
7月24日(土)	リニア島田学習会
7月26日(日)	リニア掛川学習会
8月1日(土)	静岡自治労連大会
8月9日(日)	自治体学校地域経済分科会
9月5日(土)	リニア静岡学習会
9月3日(木)	自治研実行委員会
9月9日(水)	第1回理事会
	第7回定例研究会「新型コロナがもたらした地域経済への影響と今後の地域社会について」
9月12日(土)	自治体問題研究所全国事務局長会議
9月13日(日)	浜松水道シンポ
9月16日(水)	金子先生トライアル
9月17日(木)	自治研集会実行委員会
9月26日(土)	第24回地方自治研究集会
10月3日(土)	浜松北区の会原発学習会・講師派遣
10月17日(土)	藤枝広幡の会原発学習会・講師派遣
10月24日(土)	第63回自治体学校実行委員会
10月28日(水)	自治研集会実行委員会
10月30日(金)	リニア工事差止訴訟提訴
11月10日(火)	国民大運動対県交渉
12月2日(水)	第2回理事会
	第8回定例研究会「Bizモデルの全国展開と問題点ーf bizを事例としてー」
12月5日(土)	科学者会議ウェブ集会・講師派遣
12月6日(日)	県商連女性部リニア集会・講師派遣
12月13日(日)	小笠・掛川の会リニア学習会・講師派遣

1 月 12 日 (火)	国民大運動知事交渉
1 月 23 日 (土)	西部地区労連原発・リニア学習会・講師派遣
2 月 6 日 (土)	自治体学校実行委員会(zoom)
3 月 3 日 (水)	第 3 回理事会 第 9 回定例研究会「ウィズコロナのサステイナブルな観光まちづくりー下田市の事例を中心にー」
3 月 20 日 (土)	静岡県評幹事会公契約条例学習会・講師派遣
3 月 21 日 (日)	浜松コープ 9 条の会リニア学習会・講師派遣
4 月 5 日 (月)	第 1 回自治研実行委員会
5 月 1 日 (土)	メーデー
5 月 8 日 (金)	湖西病院地域調査報告集会
5 月 12 日 (水)	第 2 回自治研実行委員会
5 月 17 日 (月)	第 4 回理事会 第 10 回定例研究会「自治体電力の意義と課題」
5 月 30 日 (日)	自治体問題研究所総会 リニア藤枝の会学習会・講師派遣
5 月 31 日 (日)	自治体問題研究所全国事務局長会議
6 月 1 日 (月)	自治体問題研究所事務局長会議
6 月 5 日 (土)	母親大会リニア分科会・講師派遣
6 月 14 日 (月)	第 5 回理事会

2020年度決算報告（案）			
(2020. 6. 1～2021. 5. 31)			
<収入>			
項 目	予算額	実績額	内 容
会費等	603,000	569,181	
個人会員	402,000	401,045	全国研、静岡研
団体会員	57,000	69,668	全国研、静岡研
誌代	144,000	98,468	住民と自治誌代
事業収入	1,000	16,800	図書、パンフ販売等
寄付金	1,000	0	カンパ等
図書等手数料	30,000	5,063	自治体問題研究所書籍
雑収入	1,000	15,389	貯金利息等
繰越金	267,922	267,922	前年度より
合計	903,922	874,355	
<支出>			
項 目	予算額	実績額	内 容
事業費	200,000	112,956	総会、研究会、研究補助費、所報、調査費用等
全国研会費誌代	360,000	266,146	定期購読雑誌、ほか
総会理事会費	10,000	3,323	
図書資料費	15,000	9,528	
基金積立金	1,000	0	
事務費	100,000	77,596	文具、郵便料、振り込み手数料等
備品費	1,000	0	
予備費	216,922	0	
合計	903,922	469,549	
2021年度繰越金	=収入実績-支出実績	404,806	
基金会計報告			
	項目	積立額	積立年度
	基金積立金	50,000	2013年
		50,000	2014年
		50,000	2017年
		50,000	2020年
		50,000	2021年
	計	250,000	

会計監査報告書

2021年6月19日

静岡県地方自治研究所
理事長 川瀬 憲子 様

会計監事 菊池 智博 

監事 中村 恵美 

2021年6月19日、静岡自治労連において、2020年度（自2020年6月1日～至2021年5月31日）の収支会計について監査を行い、証票書類・預金通帳等の内容の一致を確認するとともに、関係帳簿の整備保管を確認しました。

これらは、良好に処理・保管されているものと認めます今後いっそう厳正なる会計の執行に努めてください。

Ⅱ 2021 度 事業・活動方針

1、研究・事業活動

(1) 地方自治体に関する研究・学習会・セミナー等を開催します。

① 定例研究会

引き続き県内を中心に研究者、自治体職員の地域・自治体問題の研究活動を盛んにするために定例研究会を実施します。年 3～4 回程度をめどに実施していきます。報告を所報で掲載していきます。

当面 9 月初旬、川瀬光義京都府立大前教授の基地と御殿場市財産区についての報告の研究会を実施していきます。

② 原発避難計画についての全国調査に参加

先の自治体問題研究所総会において、京都自治体問題研究所が実施を提唱した、原発災害に対する避難計画についての全国調査に参加していきます。

③ その他の研究活動

- ・安倍・菅政権の改憲の動きの中で、改憲と道州制を許さず、憲法を生かした地方自治を目指します。そのために引き続き静岡県や市町の行財政や政策についての研究を行います。

また、理事の皆さんの専門性を活かした研究活動を強めます。

- ・政党による議員提案において、静岡県において成立した公契約条例は、全国最低水準と言っても過言ではありません。今後、市町にも制定する動きがあり、静岡県評公契約チームと連携して研究所として政策的提言を行います。
- ・リニア中央新幹線問題について、「リニア新幹線を考えるネットワーク」と連携した活動にひきつづき参加し、世論を高め共同を広げていきます。
- ・「地域医療構想」と「新公立病院改革ガイドライン」によって医療従事者の削減が一段と進むことが予想され、医療・介護・福祉の分野での自治体の動

向を把握し住民の立場からの研究と対応を強めます。

- ・各地域における地方自治の研究活動を支援し、援助します。
- ・県内市民・住民団体との共同や講師の紹介・派遣を行います。

(2) 第 63 回自治体学校 in Web を成功させます

県内から多くの参加を得るように取り組みを進めます。川瀬理事長を引き続き学校長として派遣します。

詳細は別紙参照

(3) 第 24 回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催します。

日時 9 月 19 日 (日) 9 : 30～16 : 00

場所 労政会館大会議室

内容

テーマ 「コロナ禍、公共性を取り戻す展望を開く 今こそ憲法を活かした自治の力で」

記念講演 岡田正則 早稲田大学大学院法務研究科教授(行政法)

内容

学術会議問題を導入部にして、現在の地方自治に関する問題意識を自由にと要請。9月には、沖縄の辺野古埋立問題でも新たな局面になっていると思われますので、それを地方自治の題材に取り入れたいと返事がありました。

分科会

- ①コロナ禍での生活問題 今後検討
 - ②コロナ禍における医療危機を考える → 実施を検討
 - ③コロナで見えてきた、協働でつくる地域経済とは 今後検討
 - ④浜岡分科会 断層、避難計画 助言者：阿部弁護士
 - ⑤リニア新幹線・水環境問題
 - ⑥地方議員交流会 今後検討
 - ⑦自治体のアウトソーシング 自治労連
- (分科会名は仮題です)

(4) 所報の発行 年4回(8月、11月、2月、5月)の発行を目指します。

編集委員会を適宜開催し、投稿の促進を図ります。理事の皆さんや市町の活動を把握する工夫をし、具体的なテーマでお願いする等努力していきます。

(5) 共同・交流の促進

- ・ 静岡自治労連加盟単組・自治研推進委員との共同を強め、新体制のもと自治研の掘り起し、まず系統的に担当者の学習会に力を入れていきます。
具体的には、単組の自治研の推進委員による自治体財政分析検討チームを設けます。
- ・ 県内市民・住民団体との共同や講師の紹介・派遣を行います。

2、全国ネットワークの運用

(1) 静岡県地方自治研究所の活動をますます活発にするために自治体問題研究所のネットワークに積極的に参加します。

(2) 自治体問題研究所の総会などの全国会議に参加します。機関誌のネットワークにも参加します。

(3) 会費の設定

- ・ 静岡研 個人 2000 円、団体 3000 円
- ・ 新制度 個人 10000 円、団体 11000 円

期の途中での加入等は、 $8000 \text{ 円} \div 12 \div 667 \text{ 円} \times \text{月数}$ とします。

(単価 $537 \text{ 円} \times 12 \times 1.1 + \text{送料} \cdot \text{封筒代} \div 8000 \text{ 円}$)

- ・ 総会終了後、静岡研の会員 75 人、全国研の会員 16 (うち重なりは 10)、読者 19

(うち重なりは 1) に新制度移行を呼びかける。呼びかけた上で静岡研単独のみの加入は認める。

- (4) 「住民と自治」、「自治と分権」の読者拡大を図り、自治体学校、自治体セミナーなどへ参加します。
- (5) 加入後の実務増加について
 - ・住民と自治の発送集金業務や書籍販売の分担業務について、静岡自治労連と協議する。

3、事務局体制の充実、組織の拡大・強化

- (1) 理事会は、隔月開催します。なお、理事の補強と体制強化のため、研究者と各種団体への働きをひきつづき強めます。
- (2) 会費の長期末納と会員の退会傾向が見受けられます。そのため、引き続き団体会員・個人会員への加入の働きを強め、団体会員 15 個人会員 100 人を目指します。
特に、第 25 回静岡地方自治研究集会の実行委員会参加団体で、加入していない団体（生健会、新婦人等）への働きかけを強めます。また、個人会員も、講演会等の参加者や市議会・町議会議員への働きかけと、自治体労働者の会員拡大をすすめます。
- (3) 会費の納入 100%納入を目指します。なお、長年未納の会員については、引き続き会員として継続の有無を調査し、納入の意思がない場合は、退会とします。

これらかの日程

- 9. 7 定例研究会「基地と御殿場財産区（仮題）」
- 9. 19 第 24 回地方自治研究集会 於 労政会館

2021年度予算案(2021.6.1～2022.5.)			
<収入>			
項 目	予算額	昨年度決算額	内 容
会費等	662,000	569,181	
個人会員	448,000	401,045	全国研、静岡研
団体会員	114,000	69,668	全国研、静岡研
誌代	100,000	98,468	住民と自治誌代
事業収入	10,000	16,800	図書、パンフ販売等
寄付金	1,000	0	カンパ等
図書等手数料	10,000	5,063	
雑収入	1,000	15,389	貯金利息等
繰越金	404,806	267,922	前年度より
合計	1,088,806	874,355	
<支出>			
項 目	予算額	昨年度決算額	内 容
事業費	300,000	112,956	総会、研究会、研究補助費、所報、調査費用等
全国研会費誌代	300,000	266,146	自治体問題研究所会費・住民と自治誌代
総会理事会費	10,000	3,323	
図書資料費	15,000	9,528	
基金積立金	1,000	0	
事務費	100,000	77,596	文具、郵便料、振り込み手数料等
備品費	1,000	0	
予備費	361,806	0	
合計	1,088,806	469,549	

2021 年地方自治研究所：役員（案）

役職名	氏名	所 属	備 考
理事長	川瀬 憲子	静岡大学人文社会科学部教授（経済学科）	
副理事長	阿部 浩基	弁護士・静岡合同法律事務所	
副理事長	選出中	静岡自治労連執行委員長	
副理事長	酒井 政男	元 静岡県議会議員	
事務局長	林 克	静岡県地方自治研究所	
理 事	萩原 繁之	弁護士・みどり合同法律事務所	
理 事	児玉 和人	静岡英和学院大学短期大学部教授	
理 事	寺尾 昭	静岡市議会議員・元静岡県職員	
理 事	平野 陽介	静岡県保険医協会	
理 事	広瀬 勤	静岡県評事務局長	
理 事	岡村 哲志	原発センター事務局長 日本共産党県議団事務局	
理 事	小高 賢治	静岡県民主医療機関連合会理事	
理 事	小泉 勇	静岡自治労連顧問 元静岡市職員	
理 事	関本 晴雄	元静岡市職員	
理 事	照井 健	元静岡県職員、日本共産党静岡市議会議員団事務局長	
理 事	矢入 静夫	農民運動静岡県連合会	
理 事	岡村 雄馬	全日本年金者組合静岡県本部事務局長 元静岡県職員	
理 事	板倉 美奈子	静岡大学サステナビリティセンター教授	
理 事	伊東 達也	静岡法律事務所弁護士	
理 事	青池 則男	静岡自治労連書記長	
監事	菊池 智博	静岡自治労連管理職組合書記長	
監事	中村 恵美子	静岡自治労連医療部会事務局長	

静岡県地方自治研究所

第1条 名称及び所在地

この研究所は静岡県地方自治研究所（以下「研究所」という。）とし、所在地を静岡市駿河区稲川2丁目2-1セキスイハイムビルディング7Fとする。

第2条 目的

日本国憲法の平和的・民主的諸条項と地方自治の理念に基づき、「住民の住民による住民のための地方自治」をめざす立場から、民主的・地方自治の確立と進展に寄与するために、主として静岡県内の自治体問題・地域問題に関する調査・研究・学習・教育活動等をすすめる。

第3条 事業および活動

この研究所は、目的達成のため、次の事業および活動をおこなう。

- ① 県・市町村の行財政をはじめ、地域・自治体の諸問題についての調査・分析・研究および資料の収集。それに基づく政策の研究と提言。
- ② 機関紙・誌、ニュース、研究資料、パンフレット、書籍等編集・発行。
- ③ 地方自治に関する講演会、研究会、学習会、シンポジウム等の開催および学習会等の講師・助言者等の紹介・斡旋。
- ④ 自治体問題研究所のネットワークを利用した事業・活動。
- ⑤ 目的を同じくする諸団体との協力や交流および必要な支援。
- ⑥ その他、目的達成に必要な事業。

第4条 会員および会費

- (1) 会員および賛助会員たる個人または団体とする。
- (2) この研究所の会費は、別途理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第5条 機関

この研究所に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 理事会

第6条 総会

- (1) 総会は、研究所の最高決定機関で、第4条の会員で構成する。
- (2) 総会は、毎年一回理事長が招集する。ただし、理事会がとくに必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。
- (3) 総会は、次の事項を決議する。
 - ① 年間の事業および活動計画
 - ② 予算および決算
 - ③ 規約の改廃
 - ④ 役員の選出

第7条 理事会

- (1) 理事会は、理事長、副理事長、理事および事務局長をもって構成し、理事長が必要に応じて招集する。
- (2) 理事会は、総会の決定に基づいて研究所の業務を執行する。
- (3) 理事会のもとに、課題別、地域別等の研究部または専門委員会を設けることができる。

第8条 役員

この研究所に次の役員をおく。役員は、総会で選出する。

- (1) 理事長・・・・・・・・・・1人

- (2) 副理事長・・・・・・・・若干名
- (3) 理事・・・・・・・・若干名
- (4) 事務局長・・・・・・・・1人
- (5) 監事・・・・・・・・2人

第9条 理事長は、この研究所を代表し、業務を統括する。

第10条 副理事長は、理事長に事故のあるときこれを代理する。

第11条 理事は、理事会に出席し、業務執行の任にあたる。

第12条 事務局長は、事務局を掌握し、この研究所の日常の業務執行にあたる。

第13条 監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第14条 役員の任期は、一ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 支 所

この研究所は、県内各地域または職場に支所をおくことができる。この支所は、その地域や職場の独自の課題についての調査・研究・学習の諸事業をおこなうとともに、この研究所の全体的な事業を積極的にすすめる。

第16条 事務局

この研究所に事務局をおく。当分の間、事務局を静岡県自治体労働組合総連合（略称；静岡自治労連）におく。

第17条 会計および会計年度

- (1) この研究所の諸経費は会費、事業収入、協力費および寄付金をもってあてる。
- (2) 会計年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

附則 この規約は1996年10月5日から施行する。

(1996年7月／起草～準備会で討議～1996年10月4日／設立総会で決定)

附則 この規約は1999年11月7日から施行する。

(1999年11月6日／第4回総会で決定)

附則 (施行期日)

この規約は2007年4月1日から施行する。

(第1条改正 2007年9月17日／第11回総会で決定)

附則 (施行期日)

この規約は2019年7月1日から施行する。

(第3条4号改正 2019年6月29日／第23回総会で決定)

静岡県リニア工事差止訴訟 南アルプス環境を守る意見陳述

2021年7月9日、第3回口頭弁論における、訴訟の会共同代表林克の意見陳述

令和2年（ワ）第873号 リニア中央新幹線
静岡県内工事差止請求事件

原告 櫻井和好 外

被告 東海旅客鉄道株式会社

意見陳述書

2021（令和3）年7月9日

静岡地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告 林 克

私は、大学を卒業して就職した職場の先輩から、山に登るからいっしょに来ないかと誘われて、同じような初心者と共に毎年、夏山に登り始めました。ホームグラウンドは南アルプスでした。南アルプスは山深く、登るのがたいへんな山、技術的にたいへんではありませんがとにかく体力が必要で、しかし一方とても満足感を得る山です。なぜでしょうか？スケールが大きく、しかも多様な地形、植生、登るにつれてそれらが風景として展開していくからで、それは南アルプスの複雑な成り立ちによっていると後で勉強しました。

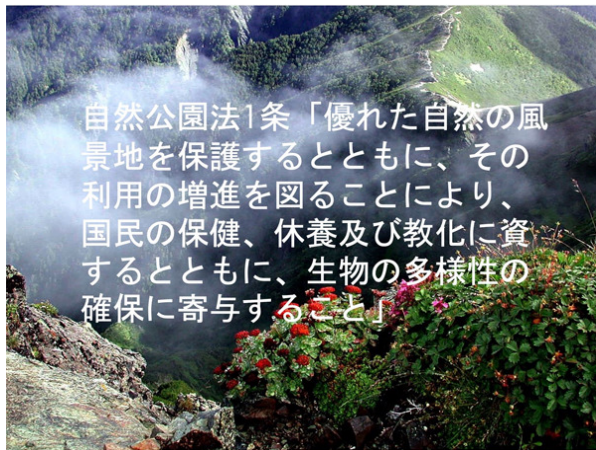


先日読んだ「リニアが壊す南アルプス」という本の中に、文学者幸田露伴の娘さん幸田文さんの、風景が人間にどのような作用を及ぼすかを書いた『崩れ』という紀行エッセイの一部が載っていて、とてもうなずくところがありました。幸田は、白根南稜の安倍川源流、南アルプスによく見られる大崩壊地、大谷崩れに來たときの衝撃を書いています。「自然の威にうたれて、木偶（でく）になった」「それまで緑にうっとりして、突如そこにぎょっとしたものが出現した」「狭く細いのが本性だ」「それが今、わが山川わが国土などと、かつてない、思い方をするのはどうしたことか」と述べています。南アルプスのひとつの風景が人間にどのような作用をするのかがよくわかります。風景はそれ独自で存在するのではなく、人間との関わりで人間の精神に強く影響を及ぼすものです。エコパークの定款、「社会文化的に持続可能で」「経済発展と人づくりを促進する」と述べられていることに通じます。ではそれは人々の権利にどうつながるのでしょうか。



どの法律の第1条も、憲法に由来する国民の権利について定めた条文です。リニアの山岳トンネルが貫く南アルプス国立公園の設置を規定している自然公園法によれば第1条は、「優れた

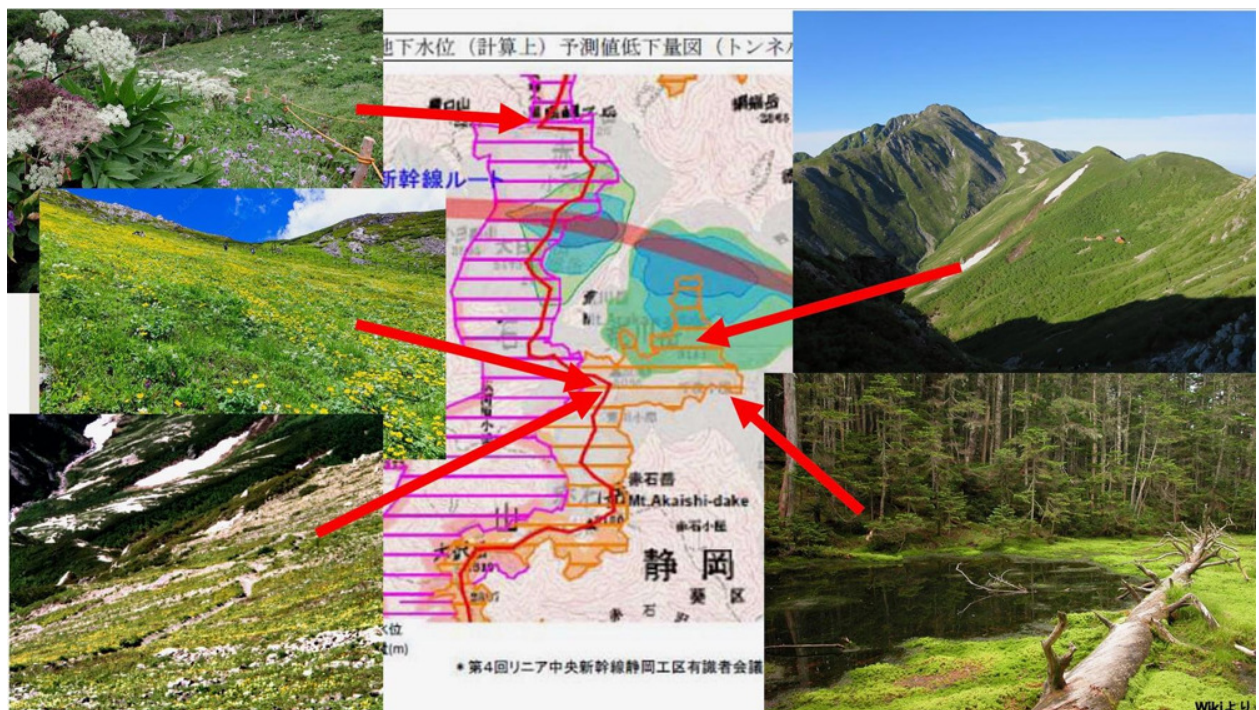
自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする」としています。教化とは生涯学習と置き換えてもいいのではないのでしょうか。生物多様性の確保も、世の中の新しい流れとして10年前の改正で目的に付け加えられましたが、やはりそれも法律ですから人々の権利として受け取る必要があると思います。



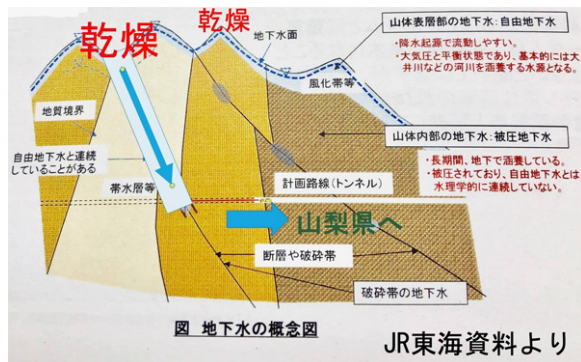
リニアが通る南アルプス、J R 東海によればトンネルの経路を中心に最高350メートル程度の地下水位の低下が起こるというデータを提出しています。このパワポの図、濃いブルー、ごく薄いブルー、グレーと程度によって色分けされています。

南アルプス国立公園の範囲とかなり重なっていることが見て取れます。地下水位が低下するところは国立公園の中でも有数の風景地です。ここにこれまで撮りためた写真を中心に配置していきますとこんな具合。まず塩見岳の登山基地となる三伏峠のお花畑、荒川前岳南斜面の一面のお花畑、悪沢岳から赤石岳を望む風景、ここも見えているところ一帯の地下水位が低下するところです。それと千枚小屋へ行く手前の駒鳥池。ここは南アルプスでよく見られる二重山稜、地層が折れ曲がった背斜にできた池で幽玄さをたたえています。

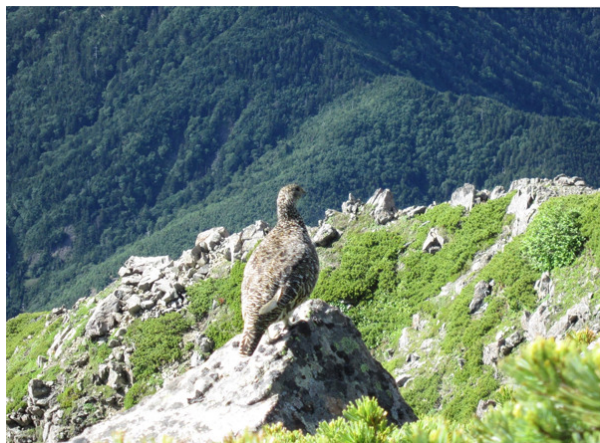
地下水位が低下するとなぜ自然が壊されるのでしょうか。これもJ R 東海が県の専門部会に提出した資料に手を加えたものです。J R 東海は、山体そのものに含まれている水分はごくわずかで、断層などの帯水層と山体表層部の自由地下水に代表されるとしています。したがってこの地下水位の低下は、主には帯水層の水位の低下であり、この資料からも「帯水層が表層自由水と連続していることがある」と言っています。したがって表層が乾燥する可能性が実際あるわけです。帯水層の代表的なものは破碎帯であり、J R 東海は山梨県境に800メートルの破碎帯があると言い、大井川・東俣直下、西俣



といくつかの破碎帯を確認しています。トンネル工事でそこに大量に含まれている被圧地下水が抜けてしまえば、緑の山脈、南アルプス、この辺り一帯が乾燥していくのではないかと、とても心配です。とすればあの時見た目に焼き付いている風景は、次の世代に残すことはできません。

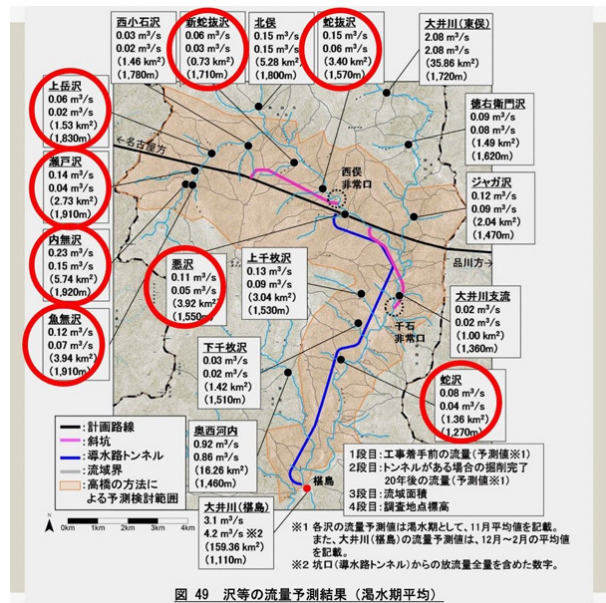


自然公園法のもう一つの目的、そしてエコパークで規定された生物多様性はもっと現代的なテーマです。静岡県も広報で、「そもそも私たちの生活は生物多様性に支えられています。例えば空気や水をきれいな状態に保ったり、食料や燃料、医薬品など生活に必要な衣食住の素材となったり、文化を生み出す源となるなど私たちが健康で文化的な生活を送るのに不可欠なものです。南アルプスは生物多様性を維持し、絶滅の恐れもある種も生息しています。このバランスが崩れると何が起こるかわかっていないから、現状を維持するようユネスコから厳しく言われている生物多様性保全の原理です」としています。



先ほどの最高350メートルの地下水位の低下が起こるというデータでいえば、大井川最上

部、西俣上流の各沢ではリニアトンネル工事の影響で水量が最高7割減ります。赤丸が付いたところは水量が半分以上減るところで、このヤマトイワナを取り巻く生態系は確実に壊されます。



この写真はJR東海がトンネルの残土をここに南北700メートル、東西350メートル高さ65メートル積み上げる場所です。65メートルと言えば県庁東館と同じ高さです。すぐ近所には天然記念物指定のオオイチモンジのえさとなるドロノキがあって、それはぜったい守らなければいけません。



しかしこの鬱蒼とした針葉樹林は、移行地域のため開発行為の禁止はされておらず、この伐採は静岡市に届け出さえすれば法的には可能です。しかし樹齢100年から350年のこの木々は、二次林とはいえ風格を感じませんか？エコパークが自然と人間との共存という理念、

三つのエリアの保全を一体的な価値とみる理念で言えば、この真ん中を通る登山道、この木々と周りの山々の景観はセットです。そしてこの木々とその周囲の生物多様性を尊重しなくいいのかと私は思います。



今、環境に対して世界の多くの人たちの熱い目が注がれています。それは地球温暖化はじめ、大型台風の連続発生、海面上昇で土地を追われる人々、度重なる山火事、思いもよらないパンデミックの流行と、「人新世」という言葉がはやるくらい、人間が環境を壊していることが問題となっています。



政治の世界でも、少し前まで公害に代表されるように公害企業を規制し、被害を受ける人たちをどう救うかが政策課題だったのに対して、地球温暖化を防止するため、将来世代を含めて不特定多数の権利を守るための政策選択が求められ、それが人々に支持されています。このリニアと南アルプスの関係を考えるに付け、人と自然の関係が今問い直されていると強く思います。

南アルプスを守り、次の世代に残すことは私たちの権利であり責務であると思います。



以上